

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》
～働くのは私！ 私自身を見てください～

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。

『あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。』

『あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。』

『お父さん（お母さん）がいないようですが、どうされたのですか。』

『尊敬する人物を教えてください。』

『結婚、出産しても働き続けられますか。（女性に対して）』

本人や家族の出身地や職業などが、面接を受ける人の就職に関係あるのでしょうか。

また、思想・信条などは憲法で保障されている個人の自由権に属することです。

就職の面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考では、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

・「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。

・応募者のもつ適性・能力を基準とし、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では、これまでも就職差別の撤廃に取り組んでまいりましたが、就職差別につながる問題事象が、高校生や大学生、また一般求職者から今なお、少なからず報告されています。

大阪府では、この6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業を実施します。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、府民・事業者の皆さんのご理解をお願いいたします。

【月間中の主な取り組み】

☆就職差別110番事業

○月間の下記の期間、電話による相談を受付けます。

設置期間 月間中（閉庁日を除く） 午前9時30分～午後5時30分

電話番号 06-6210-9518

○月間中、Eメールによる相談を受付けます。

E-mail アドレス:rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

☆啓発事業

- ・関係団体並びに市町村等の関係機関の広報により啓発を周知
- ・主として求職者を対象とした啓発リーフレットの配付

[問い合わせ先] 大阪府商工労働部雇用推進室 06-6210-9518

[広報例文：40×20 800字]

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》
～働くのは私！ 私自身を見てください～

『あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。』
『お父さん（お母さん）がいないようですが、どうされたのですか。』
『尊敬する人物を教えてください。』

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適性・能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

このため、大阪府では、本年も6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行います。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いいたします。

【就職差別110番事業】

○月間の下記の期間、電話による相談を受付けます。

設置期間 月間中（閉庁日を除く） 午前9時30分～午後5時30分

電話番号 06-6210-9518

○月間中、Eメールによる相談を受付けます。

E-mail アドレス：rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

[問い合わせ先] 大阪府商工労働部雇用推進室 06-6210-9518

[広報例文：20×20 400字]

6月は「就職差別撤廃月間」です
《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

●電話番号：06-6210-9518

（月間中（閉庁日を除く）9時30分～17時30分）

●E-mail: rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

（Eメールでの相談受付は月間中随時）

[問合先] 大阪府商工労働部雇用推進室

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条に関することを聞いたこと、聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用選考は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づき資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいますので、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

【就職差別110番を開設します】

○下記の期間、電話での相談をお受けしています。

設置期間 月間中（閉庁日を除く）

設置時間 午前9時30分～午後5時30分

電話番号 06-6210-9518

○就職差別撤廃月間中は、Eメールにより府民の皆さまから就職差別に関する相談を随時お受けします。

E-mail: rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

働くのは私！ 私自身を見てください

大阪府商工労働部雇用推進室

06-6210-9518

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条に関することを聞いたこと、聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用選考は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づき資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいますので、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

働くのは私！ 私自身を見てください

求人情報誌用 3行サイズ

6月「就職差別撤廃月間」です
《しない させない 就職差別》
働くのは私！ 私自身を見てください

求人情報誌用 2行サイズ

6月「就職差別撤廃月間」です 働くのは私！ 私自身を見てください
《しない させない 就職差別》

求人情報誌用 1行サイズ

6月「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》